

西予市公告第90号

西予農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項の規定において準用する同法第11条第1項の規定に基づき公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更の理由を、次により縦覧に供する。

当該農業振興地域整備計画の変更案に対して意見のある者は、当該市の住民に限り、令和8年9月26日までに、市に意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和8年9月26日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和8年8月27日

西予市長 管 家 一 夫

記

1 農業振興地域整備計画の変更案等の縦覧期間

自 令和8年8月27日

至 令和8年9月26日

2 農業振興地域整備計画の変更案等の縦覧場所、意見書の提出先及び異議の申出先

西予市産業部農業水産課	西予市宇和町卯之町三丁目434番地 1
明浜支所産業建設課	西予市明浜町高山甲3420番地
野村支所産業建設課	西予市野村町野村12号617番地 1
城川支所産業建設課	西予市城川町下相945番地
三瓶支所産業建設課	西予市三瓶町朝立 1 番耕地360番地 1

3 意見提出または異議申出に当たっての留意事項

期間を過ぎての意見書の提出または異議の申出はできない。

意見の提出または異議の申出は書面によることとし、電話では受け付けられない。

4 提出された意見の取扱い

提出された意見の内容は原則公表するが、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある等の場合は、公表の際に当該箇所を伏せる場合がある。

意見書に対する個別の回答は行わないが、変更後の農業振興地域整備計画を公告する際に意見の要旨及び処理結果を併せて公告する。

<参 考>

除 外

農用地等以外の用途 (転用目的)	土地の所在	現況 地目	面積 (㎡)	変更前 の用途 区分
進入路	城川町窪野1225番1	雑種地	84	農地
植林	城川町窪野1223番1	山林	2,943	農地
	城川町窪野7285番1	山林	846	農地
	城川町窪野7285番2	山林	163	農地
	城川町窪野7294番1	原野	10	農地
	城川町窪野7294番2	原野	14	農地
	宇和町伊延西199番	山林	444	農地
住宅	宇和町大江717番1	畑	225	農地
農家住宅	城川町魚成2007番	田	207	農地
	城川町魚成2008番1	田	552	農地
一時避難場所	三瓶町有網代字殿浦138番	宅地	256	農地